平成２１年（フ）第１０２号
長野県岡谷市神明町２丁目９番30号
破産者　両角　英美
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１８８２号
京都市南区吉祥院石原南町45番地　アメニティ45Ａ103、破産手続開始決定時の住所京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山203号
破産者　赤帽きぬがささーびすこと　橋本　良夫
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
愛媛県松山市立花４丁目４番14号
破産者　小池　秀信
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
群馬県前橋市箱田町1126番地７
破産者　佐藤　光弘
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３８号
水戸市渡里町2568番地の３　オリエンヌ八幡前Ｂ棟203号、開始決定時の住所水戸市渡里町92番地の１
破産者　鹿野　達也
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８８号
栃木県那須塩原市新南989番地51
破産者　細野　　聰
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第５２８号
新潟県燕市吉田新田町６番４号
破産者　井島　健一
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３２号
新潟市西区五十嵐中島５－４－52　アリス新潟大学前第２－201号長谷川繁方、申立時の住所新潟市西区五十嵐二の町8719－１　レオパレスＭＹツール204号室
破産者　吉井　　昇
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
秋田県北秋田市上杉字下屋布岱246番地
破産者　二階堂甚一
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１７６号
福島市南向台２丁目６番地の５
破産者　清野　健二
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７号
福島市南向台２丁目６番地の５
破産者　清野　和恵
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４２号
福島県白河市板橋辻堂31番地
破産者　高桑　隆史
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
愛知県名古屋市西区玉池町172番地の３、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区芝原３丁目30番地11
破産者　堀越　良郎
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
相模原市南区相模台２丁目11番22号　アーバン相模台203
破産者　大野　恒規
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７２号
静岡市葵区鷹匠２丁目４番40号　サンサウス静岡401号、前住所静岡県焼津市本町３丁目３番９号コンフォールＡ209
破産者　鈴木　洋和（旧姓田村）
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８３号
静岡県藤枝市瀬古３丁目10番７号、旧住所静岡市駿河区下川原２丁目18番36号
破産者　赤池　静夫
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８４号
静岡県藤枝市時ケ谷387番地の14　グランディオス201号、旧住所静岡市駿河区下川原２丁目18番36号
破産者　赤池伊久美
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部